

控 訴 状

平成27年9月14日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 黒 嵩 隆
同 棚 橋 桂 介
同 重 田 和 寿

控訴人 (原告) 日 向 千 絵

控訴人 (原告) 潮 木 ひ と み

控訴人 (原告) 坂 本 正 明

控訴人 (原告) 渡 瀬 良 子

フロンティア法律事務所 (送達場所)

同訴訟代理人弁護士 黒 嵩 隆
同 棚 橋 桂 介

神戸きらめき法律事務所

同訴訟代理人弁護士 重 田 和 寿

〒160-0016 東京都新宿区信濃町8番地1

被控訴人（被告） 一般財団法人全国緊急災害時
動物救援本部

同代表者代表理事 東 海 林 克 彦

被控訴人（被告） 東 海 林 克 彦

損害賠償等請求控訴事件

訴訟物の価額 210万5000円

貼用印紙額 2万4000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成26年（ワ）第18301号損害賠償請求事件について平成27年9月2日に言い渡された下記判決は、不服であるから控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人は、控訴人日向千絵に対し、連帯して、50万円及びこれに対する被控訴人東海林克彦については平成26年8月10日から、被控訴人一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部については同月12日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人潮木ひとみに対し、連帯して、50万円及びこれに対する被控訴人東海林克彦については平成26年8月10日から、被控訴人一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部については同月12日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、控訴人坂本正明に対し、連帯して、50万円及びこれに対する被控訴人東海林克彦については平成26年8月10日から、被控訴人一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部については同月12日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被控訴人は、控訴人渡瀬良子に対し、連帯して、50万円及びこれに対する被控訴人東海林克彦については平成26年8月10日から、被控訴人一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部については同月12日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 被控訴人らは、控訴人坂本正明に対し、連帯して、5000円及びこれに対する平成27年3月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 被控訴人らは、控訴人渡瀬良子に対し、連帯して、10万円及びこれに対する平成27年3月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 8 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第3 控訴の理由

おって、控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 訴訟委任状 | 4 通 |